

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合の休日定める条例

平成 2 年 3 月 30 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の休日に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の休日に関しては、福井市の休日定める条例（平成元年福井市条例第 48 号）を準用する。

附 則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。